

文 化 財 学 習 会

ふ る さ と 探 訪

テーマ 太田周辺の出水と神社を巡る

講 師 藤井 雄三

(高松市教育委員会教育局次長)

平成 24 年 5 月 27 日 (日)

共 催 高 松 市 歷 史 民 俗 協 会  
高 松 市 教 育 委 員 会

## 1 太田地区について

太田地区は、全域が高松平野の一部で、地区の北西端を御坊川が流れています。地名は、大和朝廷の屯倉を耕作した部曲の民（田部または大田部）が居住していたことに由来すると言われています。野田池をはじめとした大きなため池があり、古くから開けた肥沃な土地であつたため、小さなため池や湧水（出水）も所々に存在しています。

### ※ 太田周辺の出水について

高松平野・丸龜平野などから構成される讃岐平野は、一般には典型的なため池主灌漑地域として知られていますが、出水と呼ばれるこの地域独特の泉や、地下水の利用も活発です。高松平野の出水の大半は香東川の右岸地域に分布しています。香東川の現河道近くには非灌漑期にも湧出する泉が多く存在していましたが、御坊川沿岸をはじめ扇央から扇端にかけては、灌漑期には湧出し、非灌漑期には湧出を停止する一時的な泉がほとんどでした。

出水が江戸時代からこの地域の重要な灌漑用水源であったことは、高松藩が十八世紀半ばに、各村にある出水について報告させたという記録からも知ることができます。

出水の利用と管理を巡っては、ため池の場合と同様に厳格な水利慣行が存在し、水利紛争も数多く発生していました。

出水の湧出部や水路の浚いにあたっては、事前の連絡や当日の立会いのほか、人夫の数、使用する道具の種類、浚い方に至るまで細かな慣行が存在しましたが、干ばつ発生時などにおいてこれが遵守されない場合には争いとなり、裁判に持ち込まれたこともあります。

ため池と並ぶ重要な灌漑用水源である出水の湧出部や下流の水路には、多くの洗い場が設けられるなど、地域用水として生活・生産に幅広く利用されるとともに、水田稲作の存立基盤で、農村の生活文化を支える重要な存在ともなっていました。高松平野の出水は灌漑用の水利施設にとどまらず、この地域の生活系や、さらには生態系を育む重要な存在であり、産業遺跡であると同時に地域の歴史的遺産であるとも言えます。

## ※ 鹿の井出水

保安三年（一一二二年）、讃岐の国は大ひでりに見舞われ、飲み水にも事欠くようになりました。人々は何度も雨乞いをしましたが、一滴の雨も降らずに困り果てていま

した。

そんなある日、居石神社に白髪、白髭の見慣れない老人が現れ、不思議そうにながめる村人たちの前で、突然一匹の鹿に姿を変えて走り出したので、村人たちが驚いてその後を追つたところ、鹿は桃の木のそばで立ち止まって前足で土を掘り、どこへともなく走り去りました。

鹿が土を掘ったところから、こんこんと清水が湧いてきたので、村人たちは大喜びで喉を潤したという話が伝わっています。

この湧き水は「鹿の泉」と呼ばれ、飲料、かんがい水として大切にされてきましたが、近年、高速道路が建設されたり、土地区画整理により急速に都市化が進行する中で荒廃が進んできました。そこで、街中に残っている古き良き施設を後世に伝えるために、平成十年度に魅力ある農村（むら）づくり事業で「鹿の井出水」として一七六メートル区間を石積み護岸に改修し、合わせて遊歩道、休憩所などが整備されました。



鹿の井出水

鹿の井出水は高松市太田下町の熊野神社の北側にあり、街中のオアシスとして地域の人々に利用されるとともに、いまでも太田、伏石、多肥下の水田の補助水源として活用されています。

## 2 三石神社

伏石神社、立石神社、居石神社は、三所八幡又三石八幡といわれています。

慶長六年（一六〇一年）八月のある晩、この村の郷士 寺島弥兵衛吉長は、家から南西約三百メートルの林の中から出でている怪しい光を見つけました。不思議に思いながらそのまま寝ましたが、あくる晩もまた次の晩もその光が見えるため、不審に思つた吉長はその正体を見届けようと家来を連れて林にわけ入りました。怪しい光は林の行程にある大きな石から出ており、その石は方一丈余（約三メートル四方）、高さ三尺（約一メートル）、ちょうど伏したような形のもので地面に埋まっている部分はどれくらいあるか想像もつかない大石でした。

吉長は「これはただの石ではない。きっと神様の宿つた石で自分を呼びよせるために光を出したのに違いない」と一心に石に祈り、そのわけをおうかがいました。

神様のお告げは次のようにでした。「ここから三百歩ばかり東へ行くと立石という大きな石があります。松縄村には流石があり、また屋島の麓浦生の海底には鰐石といわれ

る石があります。この四つの石はどれもみな神の宿る神石です。世の人々はこれを知らないから今ここにそのありかを教えておきます。これから後は必ず神として年ごとの祭を怠つてはいけません。」

吉長はそれ多く思い、ここに社を建てて村の産土神として祀ることにし、また、立石・流石にもお社を建てて祀ることになります。

## ① 伏石神社

祭神 応神天皇、神功皇后、玉依姫命

由緒 慶長七年（一六〇二年）、寺島弥兵衛吉長の創建と伝えられ、祭神は毒蛇を憎み、その危害から人々を守る神として知られています。

本殿左横には、平成十年に高松市の名木に指定された伏石神社のケヤキが見えます。



伏石神社

## ※ 鶴亀の由来

寺島家では、鬼門には鬼門荒神を祀り、裏鬼門には庭園に鶴亀を安置していました。

鬼門荒神は寺島家の安泰を守り、鶴亀は長寿を祈念したものでした。その後、立派な鶴亀は他の家の前に置かれていましたが、第十四代政吉氏は伏石神社へ寄進を申し出て、氏子は鶴亀石を受けることとなりました。昭和二年（一九二七年）二月のことでした。亀は神社境内に安置し、鶴は寒川忠五郎氏の顕彰碑の柱石としました。

昭和五十七年、使途について総代協議の結果、鶴石を亀石と並置してはとの結論に達し、忠五郎氏の孫である清氏の快諾を得て亀の横へ移すこととなり、くしくも十五年ぶりに鶴亀は再会することとなりました。

## ※ 寒川 恒貞

明治八年（一八七五年）六月二十六日～昭和二十年

（一九四五年）一月三十日

明治・大正・昭和期の実業家（電気）

香川県出身。幼名安太郎。明治三十五年京都帝国大学理工科大学電気工学科を卒業し、蓄電池研究のため大学



寒川恒貞  
（『寒川恒貞自伝』より）



鶴亀石

院に進んだが、翌年に退学しました。

その後、技術者として十数年間は主に水力開発事業を幾つか手がけています。

明治四十年に箱根—横浜間送電線に本邦最初の鉄塔の案を提出し、明治四十三年には四国水力電気（後の四国電力）の創立に参画し、監査役兼顧問になりました。

大正二年（一九一三年）名古屋電燈顧問に各就任に、大正七年東海電極を設立し社長に、昭和十六年（一九四一年）には会長に就任したほか、電氣製鋼所、日本アルミニウムの設立に参画し経営者として活躍しました。

また、大正十四年に遞信大臣より電気功労者として表彰されています。

享年六十九歳。

長男には、東海電極社長を務めた寒川恒一郎（一九〇五—一九六一年）がいます。



立石神社にある寒川恒貞篤志碑

## ② 立石神社

祭神 応神天皇、神功皇后、玉依姫命

由緒 立石神社は、昔から三所八幡又三石神社の一つとして崇敬されています。寺島弥兵衛吉長が伏石の神に祈りを捧げたとき、神様から教えられたご神石（立った形をしている石）があり、これがご神体として祀られています。

## ③ 居石神社

祭神 応神天皇、神功皇后、玉依姫命

由緒 保安年間居石五郎右衛門綱光が祀つたもので、その子孫は姓を佐藤と言い、また居石ともいいます。居石神社は保安五年（一一二四年）居石五郎右衛門綱光が勧請したもので、「鹿の井出水」と深い関係があります。

## 3 伏石事件

この事件は、大正十一年（一九二二年）六月、伏石地区



居石神社



立石神社

の小作農民約一五〇人がそれぞれの地主に小作料の永久二～三割減を要求し、地主がこれを拒絶したことによつて始まりました。翌十二年、日本農民組合伏石支部を結成した農民は、あらためて小作料の三割減を要求、納入すべき小作料を共同保管してありました。十三年になると、地主側も伏石松縄地主協同会を結成し、有体動産仮差押（まだ田に生えている稻を小作料として差し押さえること）を行つて、小作側と対抗しました。稻刈りも、また裏作の麦まきもできず、困った小作側は、日本農民組合顧問弁護士である若林三郎氏に相談しました。その結果、民法第六九七条以下の事務管理規定に従つて、小作側が共同で稻を刈り取り保管することとし、その旨を地主側に通告しました。その後、通告どおりに稻を刈り取り、脱穀をして納屋などに保管しました。脱穀の翌日から本格的な検挙が行われました。二十人余りの農民が拘引され、百日余りも拘置のまま予審尋問を受けました。本来は、地主側と小作側の小作料に関する民事事件であるはずのものが、「窃盜及び窃盜教唆」の罪に問われ、刑事案件として扱われました。



農民神社

大正十四年九月七日、高松地方裁判所で第一審公判の判決が下されました。被告三人のうち一人が無罪となりました。有罪の者は懲役四か月から十か月でした。中心人物と目された若林ら三人以外は執行猶予でした。このうち十人が控訴しましたが、大阪控訴院は第一審を支持し、大審院への上告も棄却されました。後に二人が自殺し、日本弁護士協会は取り調べにおける人権蹂躪じゅうりんの実情を調査し、司法省当局に責任者の処分を要求しました。

### ※ 伏石事件碑（蓮池東堤）

昭和二十八年（一九五三年）、先覚者の苦闘を偲び三十周年を迎えるにあたり、伏石事件を永く後世に伝えるために、事件発生中心地に建設されました。

#### 4 キモンドー 痕紋胴（きもんどう） 遺跡

キモンドー遺跡は高松市伏石町に所在しています。

戦国時代の終わり頃（十六世紀）に、香東郡太田郷



伏石事件碑

伏石一帯を所領としていた香西氏の武将に、佐藤孫七郎という人物がいました。孫七

郎は居石五郎兵衛の長男で、江戸時代の初めに書かれた軍記物「南海治乱記」による  
と、天正十年（一五八二年）の藤尾城（香西本町）近くでの激しい合戦で討ち死にを  
したということです。その彼の居城である佐藤城が現在の伏石町にあつたとされてい  
て、かつてキモンドーという小さな祠が立っていた場所が城の一角だといいます。こ  
の祠は城跡の鬼門（北東の方向）にあたります。キモンドーの名は鬼門にある堂の意  
味でしょう。

発掘調査によつて、断面逆台形を呈し、幅約四メートル、深さ約二メートルの堀が  
見つかりました。堀底両側には、石垣が一～二段残つていました。かつては周囲に一  
町四方の区割りが認められ、この区割りが城跡を示すものと考えると、見つかった堀  
跡は城の南東の角にあたります。石垣の間より十六世紀後半の備前焼擂鉢破片が見つ  
かっており、孫七郎の活躍した時代と合致します。出土品の中には、珍しく木製品も  
見られ、城内整地層より下駄、堀の中より漆塗椀が出土しています。

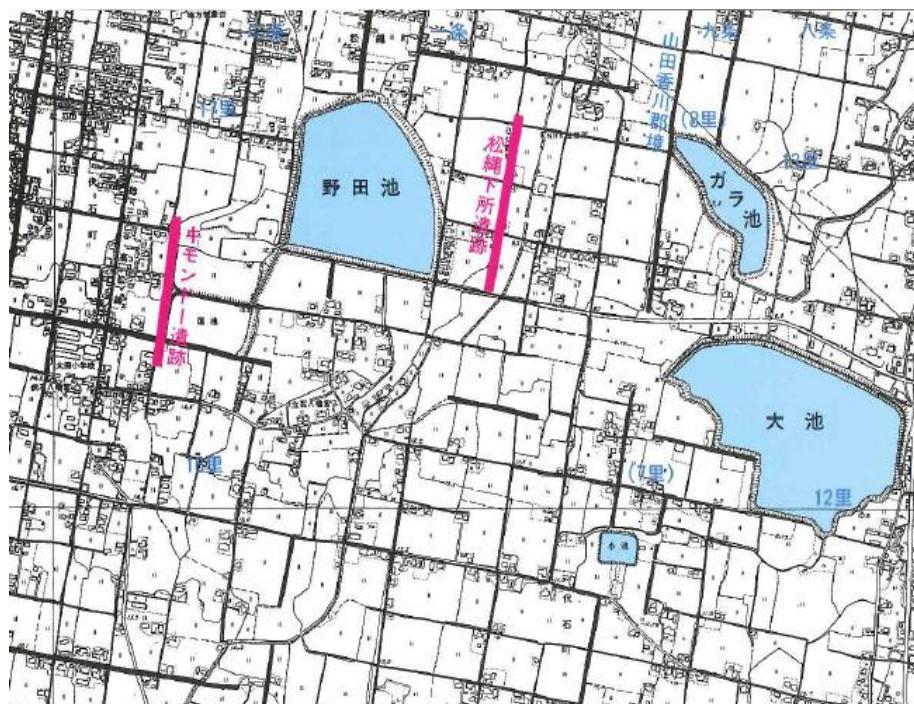
なお、祠は現在、伏石神社に遷座されています。

## 5 松縄下所遺跡

松縄下所遺跡は、高松市松縄町の野田池のすぐ東側に所在しています。現在の条里

の地割に沿って、坪界線から約三メートル離れて二本の溝状遺構が南北に平行に伸びています。しかも、数ヶ所に東西方向の二本の溝が直交しており、道路の交差点のようになっています。

溝からは飛鳥時代後半を中心とする時期の遺物が多く出土しております、このことから高松平野の条里地割は飛鳥時代後半までさかのぼることが推測できます。



高松平野の条里地割と遺跡の位置  
(高松市教育委員会 むかしの高松 4号より)

【参考文献】

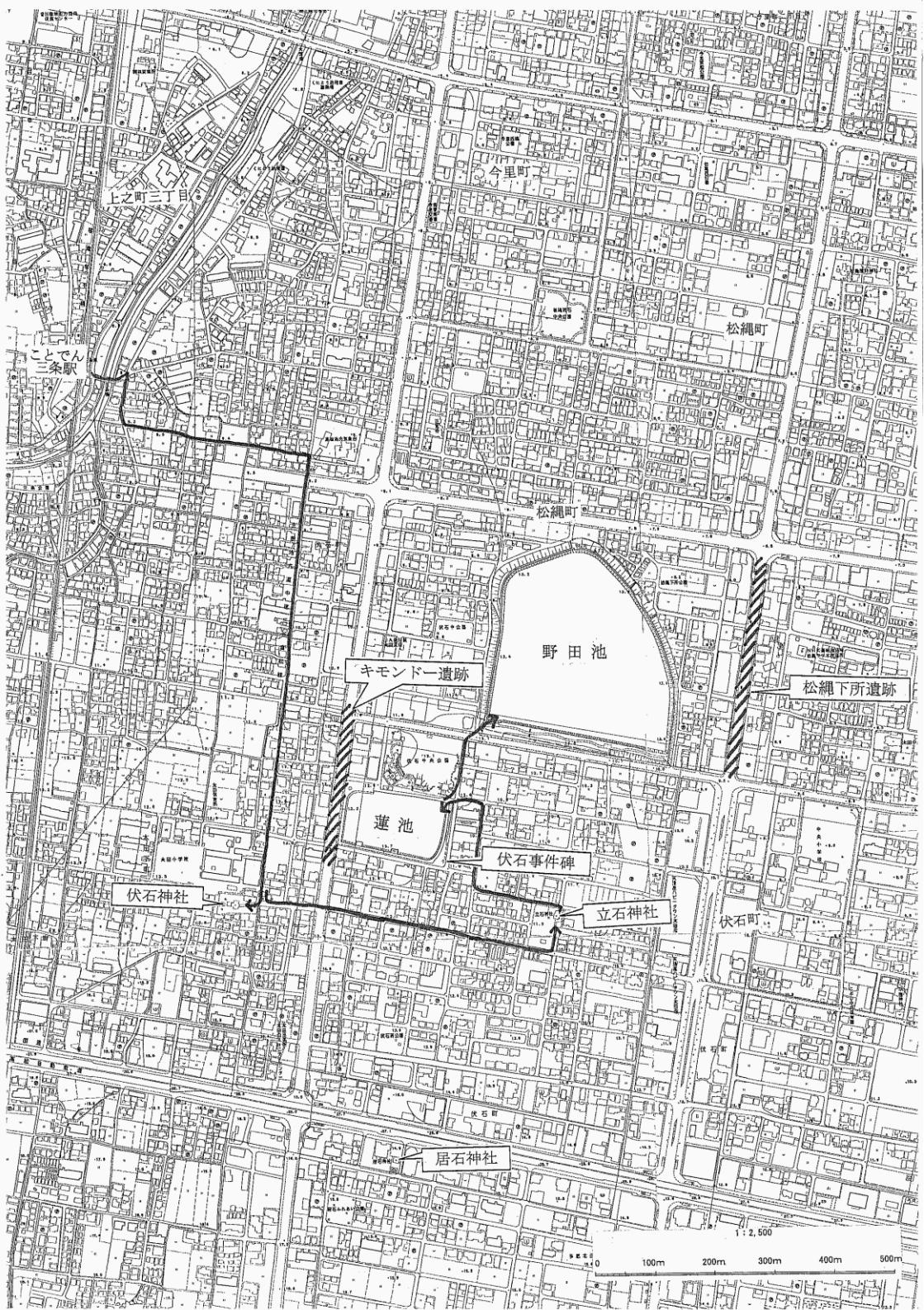
『高松百年の歴史』 平成二年三月三十一日 高松市

『むかしの高松 第4号／第7号』 平成六年三月三十一日、平成八年三月三十一日  
高松市教育委員会文化部文化振興課

『角川日本地名大辞典』 昭和六十年十月八日

編者：「角川日本地名大辞典」編纂委員会 竹内 理三 発行者：角川 春樹

『讃岐国弘福寺領の調査』 平成十一年三月 高松市教育委員会



## 5月27日（日） 松縄町からの復路

### ことでん琴平線

(三条駅)		(瓦町駅)
12:18 発	→	12:23 着
12:33 発	→	12:38 着
12:48 発	→	12:53 着

### レインボー循環バス西廻り

(野田池)		(瓦町駅)
12:13 発	→	12:28 着
12:33 発	→	12:48 着

次回のふるさと探訪は・・・

テー マ 坂出・八十場周辺を訪ねる

と き 平成24年6月24日（日）

9:30～12:00



集合場所 J R 八十場駅から南に約300m

講 師 増田 鉄平さん（坂出市教育委員会職員）

☆広報「たかまつ」6月15日号に開催案内を掲載しますので、ご覧ください。

☆小雨決行。警報発令等により中止の場合のみ、文化財課（TEL 839-2660「午前7時30分～開始時間まで」）でお知らせします。（電話が通じない場合は、「実施」です。）

### ★集合場所への交通案内★

#### J R電車【予讃線・下り】

(高松駅)		(八十場駅)
8:15	→	8:45
8:57	→	9:20

## 「ふるさと探訪」に 参加される皆様へ



※ 参加中は、次のことに充分留意し、  
安全で意義のある探訪としましょう。

- 1 交通ルールを守り、交通安全を心がけましょう。  
(必ず歩道を歩き、歩道が無いところでは、道路の端を一列で歩きましょう。)
- 2 無理をせず、体調には十分気をつけましょう。
- 3 引率者の指示に従い、整然と行動しましょう。
- 4 マナーを守り、他人に迷惑がかからないよう気をつけましょう。
- 5 文化財や自然を大切にしましょう。